別表第1

感染症発生予防規程対照表(法第56条の18関係)

	<u>感染症発生予防規程対照表(法第56条の18関係)</u>		
	省令での記載項目	具体的内容	広島大学病原体等安全管理規則における当該部分
組織及び 職務	病原体等取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理 に従事する者に関する職務及び組織に関すること。	バイオセーフティ委員会の設置を含む事業所全体の組織体制,委員会の運営等。予防規程の制定・改廃等,立入検査等への立会い,教育訓練,所持者に対する意見具申など,病原体等取扱主任者の職務の規定。	二種病原体等許可所持者(学長):第3条 部局等の長:第4条 病原体等取扱主任者:第5条 病原体等取扱責任者等:第6条から第8条 パイオセーフティ委員会:第9条 予防規程の制定・改廃等:第1条 その他:第31条
管理区域	病原体等の取扱いに従事する者であって、管理区域に 立ち入るものの制限に関すること	管理区域,実験室等へのヒトの立入制限。	第12条第2項
官理区域	管理区域の設定並びに管理区域の内部において感染症の 発生を予防し、及びそのまん延を防止するために講ずる措 置に関すること	管理区域の設定, 管理区域内の遵守事項等	第2条第1項第8号, 第12条, 第14条
施設の 維持管理	二種病原体等取扱施設の維持及び管理に関すること。	定期的な点検、必要な措置等。点検結果の記録	第12条第4項
病原体等の	病原体等の使用、保管、運搬及び滅菌譲渡に関すること。	病原体等の使用,保管,滅菌等の基準の遵守事項・手続等。保管状況 (施錠,鍵の管理等を含む)の確認等。事業所内の運搬の規定。	第12条第4項, 第13条, 第14条, 第16条から第18条
取扱い等	病原体等の受け入れ、払い出し及び移動の制限に関すること。	病原体等のみだりな移動の制限、受入・払出の手続等。	第16条
教育訓練	病原体等による感染症の発生を予防し、並びにそのまん延 を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。	教育訓練の対象者及びその内容等。	第20条
健康管理等	病原体等にばく露した者又はばく露したおそれのある者に 対する保健上の必要な措置に関すること。	病原体等取扱者の定期的な健康診断。病原体等にばく露した場合の必要な措置 等。	第7条第2項第3号, 第22条, 第25条から第29条
記帳等	法第56条の23の規定による記帳及び保存に関すること。	病原体等の管理、ヒトの立入等に係る記帳。保存方法。	第19条第1項
情報管理	病原体等の取扱いに係る情報の管理に関すること。	病原体等の取扱いに係る情報へのアクセス制限等	第19条第2項
事故等対応	病原体等の盗取, 所在不明その他の事故が生じたときの 措置に関すること。	連絡体制、警察等への届出の手続等。	第21条
応急措置	災害時の応急措置に関すること。	災害発生時の連絡・通報体制, 汚染拡大の防止, 関係者以外の立入 禁止等の応急措置等。届出の手続等。	第23条, 第24条
その他	その他病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の 防止に関し必要な事項。	その他必要な事項。	第32条
	その他病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の	禁止等の応急措置等。届出の手続等。	

別表第2(第10条第1項関係)

病原体等の取扱いに関する基準

病原体等の取扱いにおいては、病原体等のリスク群分類(付表1-1)を基準として、付表1-2及び付表1-3に示した各項目をリスク評価し、病原体等のバイオセーフティレベル(BSL)分類を定め、これに対応する実験手技及び安全機器(付表2)並びに実験室の安全設備(付表3)を適用することで、従事者等及び従事者等と感染の可能性がある接触が直接的又は間接的に起こり得るその他の人々(以下「関連者」という。)の安全を確保する。

別表第2 付表1-1

病原体等のリスク群による分類

本表においては、検定・検査・研究活動を行う実験室における通常の取扱量及び取扱方法 を考慮し、ヒトへのリスクを基準として、病原体等を次に示す4つのリスク群に分類する。

なお、本表は、家畜、大量生産、バイオテロリズム対策等の条件下における病原体等のリスク群分類として利用できない。

従事者等及び関連者の健康への影響に基づき、WHOの「実験室バイオセーフティ指針第 3版(2004年)」の考え方をもとにして分類されている。

リスク群1	(従事者等及び関連者に対するリスクがないか又は低リスク)
	ヒト又は動物に疾病を起こす見込みのないもの
リスク群2	(従事者等に対する中等度リスク及び関連者に対する低リスク)
	ヒト又は動物に感染すると疾病を起こし得るが、従事者等及び関連者
	に対し,重大な健康被害を起こす見込みのないもの。また,実験室内
	のばく露が重篤な感染を時に起こすこともあるが、有効な治療法又は
	予防法があり、関連者への伝播のリスクが低いもの
リスク群3	(従事者等に対する高リスク及び関連者に対する低リスク)
	ヒト又は動物に感染すると重篤な疾病を起こすが、通常、感染者から
	関連者への伝播の可能性が低いもの及び有効な治療法又は予防法があ
	るもの
リスク群4	(従事者等及び関連者に対する高リスク)
	ヒト又は動物に感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者へ
	の伝播が直接又は間接に起こり得るもの及び通常、有効な治療法又は
	予防法がないもの

別表第2 付表1-2

リスク評価項目

病原体等を実験室内で取り扱う場合の病原体等の取扱いの具体的なバイオセーフティレベル(BSL)分類は、病原体等のリスク群による分類(付表1-1)を参照し、WHOの「実験室バイオセーフティ指針第3版(2004年)」の考え方をもとにして、以下の各項目をリスク評価して決定する。

- 1 取り扱う病原体等の病原性(量及び取扱い条件も考慮する。)
- 2 病原体等の取扱様式(エアロゾル発生の有無を考慮する。)
- 3 取り扱う病原体等が国内に常在するか否か。
- 4 取り扱う病原体等の伝播様式及び宿主域(取扱い病原体等に対する免疫状況,宿主集団の密度及び移動,媒介動物の存在並びに衛生状況も考慮する。)
- 5 有効な予防対策法をとることができるか否か。(予防接種等による予防,衛生対 策,宿主動物又は媒介動物対策も考慮する。)
- 6 有効な治療法がありそれを受けることができるか否か。(血清療法, ばく露後の ワクチン接種及び抗菌剤, 抗ウイルス剤その他の化学療法剤も考慮する。)
- 7 薬剤耐性株の出現の可能性
- 8 院内感染の重要な病原体等であるか否か。

注:この規則では、

- ① 国内に常在しない病原体等については、より高いBSLに分類する場合がある。
- ② 臨床検体及び診断用検体の取扱いは、通常BSL2で行う。ただし、臨床診断等からリスクの高い病原体等が原因として疑われるときは、より高いBSLで扱うこと考慮する。
 - ③ この分類において「動物」は実験動物とする。

別表第2 付表1-3

動物実験に係る評価項目

病原体等を用いた動物実験においては、リスク評価項目(付表1-2)に以下の項目を加え、実験動物及びヒトへの感染のリスク評価を行い、動物実験バイオセーフティレベル(ABSL)分類を決定する。

- 1 取り扱う病原体等の実験動物間での感染・伝播様式
- 2 取り扱う病原体等を実験動物に接種する場合の感受性
- 3 接種した病原体等の体外への排出機構及びその量
- 4 感染動物が野外へ出た場合,同種野生動物への感染及びヒトへの伝播

注:感染を伴わない毒素接種による検査については別途、考慮する。

別表第2 付表2

病原体等のリスク群分類と実験室のBSL分類,実験室使用目的,実験手技及び安全機器の関連性

病原体等を取り扱う実験室は、基本的なバイオセーフティレベルである実験室(BSL1及びBSL2)、封じ込め実験室(BSL3)及び高度封じ込め実験室(BSL4)のいずれかに分類される。BSL1実験室からBSL4実験室までの分類は、実験室の設計上の特徴、建築法、封じ込め設備、実験室内に設置される機器、実験手技及び機器の運用方法に基づき決定される。実験手技及び安全機器は、病原体等を取り扱う際に必要な実験室のBSLを決定するための基準と、病原体等のリスク群との関連性を示したものである。ただし、病原体等の取扱いBSLは複数の要因を複合的に判断して決定するため、病原体等のリスク群と使用すべき実験室のBSLとは、厳密に1対1に対応するものではない。

病原体等の リスク群	実験室のBSL	実験室の使用目 的	実験手技及び運用	実験室の安全機器
1	基本実験室-BSL1	教育,研究	GMT	特になし(開放型実験台)
2	基本実験室-	研究,一般診断	GMT, 防護服, 国際 バイオハザード標識 表示	病原体等の取扱いは
	BSL2	検査		BSCで行う
3	封じ込め実験	研究, 特殊診断	上記BSL2の各項	病原体等の取扱いの
	室一	検査	目、専用防護服,立	全操作をBSC又は
	BSL3		入厳重制限,一方向	その他の一時封じ込
			性の気流	め装置を用いて行う
4	高度封じ込め	研究,高度診断	上記BSL3の各項	クラスⅢBSC又は
	実験室-	検査	目、エアロックを通	陽圧スーツとクラス
	BSL4		っての入室、退出時	ⅡBSCに加え,両
			シャワー, 専用廃棄	面オートクレーブ、
			物処理	給排気はフィルター
				濾過

*略語 BSC:安全キャビネット(Biological Safety Cabinet), GMT:標準微生物学実験手技(Good Microbiological Technique)

別表第2 付表3

BSL実験室の安全設備基準

		BSI	L	
	1	2	3	4
実験室の独立性*1	不要	不要	必要	必要
汚染除去時の実験室気密性	不要	不要	必要	必要
換気:				
内側への気流	不要	不要	必要	必要
制御換気系	不要	不要	必要	必要
排気のHEPA濾過	不要	不要	必要	必要
入口部二重ロック(インタ	不要	不要	必要	必要
ーロック*2)				
エアロック*3	不要	不要	不要	必要
エアロック+シャワー	不要	不要	不要	必要
前室*4	不要	不要	必要	必要*5
排水処理*6	不要	不要	必要	必要
オートクレーブ:				
管理区域内	不要	必要	必要	必要
実験室内	不要	望ましい	必要	必要
両面オートクレーブ	不要	不要	望ましい	必要
安全キャビネット	不要	必要*7	必要	必要
作業従事者の安全監視機能	不要	不要	必要	必要
*8				

- *1 施設内の通常の人の流れからの実質的、機能的隔離
- *2 二重ドアで構成される部屋は、前室に相当する。なお、インターロックドアとは、 同時に2枚の扉が開放されないような機構を有するドアのことをいう。
- *3 エアロックとは、気圧を保つために設ける機構のこと。通常は複数の扉を設け、インターロックドアとなっている。
- *4 実験室につながる隣室
- *5 BSL4実験室の前室は、入口部二重ドア、エアロック、エアロック+シャワーを 設置する。
- *6 一般排水処理とは異なる消毒滅菌処理のことをいう。
- *7 エアロゾル発生のおそれがある場合は、安全キャビネットが必要
- *8 たとえば、観察用窓、監視カメラ、インターフォン、双方向性モニター設備等

別表第2 付表4

病原体等取扱動物実験のABSL分類、実験手技、安全機器及び設備基準

ABSL1からABSL4までの動物実験を実施し、また、動物実験施設を運営するために、 各ABSLに対応する実験手技、安全機器及び設備基準について下表にまとめた。

ABSL	実験手技	安全機器	設備基準
1	通常の動物実験の条件と	特になし	通常の動物実験施設の条
	して、		件として、
	・標準動物実験手技		・動物実験施設の独立性
	・標準微生物実験手技		・立入者の管理・記録
	・立入制限		• 動物逸走防止対策
	・専用服		・昆虫・野鼠等の侵入防
	を要する。		止
			・室内,飼育装置等洗浄
			・消毒可能な仕様
			を要する。
2	ABSL1の用件に加え,	エアロゾル発生の恐れが	ABSL1の用件に加え,
	• 防護服	ある場合は、陰圧飼育装	・立入者の制限
	・国際バイオハザード標	置、BSC及び動物実験	・動物安全管理区域から
	識表示	施設内にオートクレーブ	の動物逸走防止対策
	・糞尿・ゲージ等の滅菌		を要する。
	処理		
	・移動用密閉容器		
	を要する。		
3	ABSL2の用件に加え,	全操作BSC使用。	ABSL2の用件に加え、
	・専用防護服及び履物	飼育は、動物飼育用BS	・立入者の厳重制限
	・二重以上の気密容	C, グローブボックス又	・出入口インターロック
	器による移動	はアイソレーションラッ	・前室の設置
	を要する。	クを使用。	・気流の一方向性
		動物安全管理区域内にオ	・排気のHEPA濾過
		ートクレーブ	・作業者の安全監視機能
			を要する。
4	ABSL3の要件その他	ABSL3の要件その他	ABSL3の要件その他
	はBSL4に準ずる。	はBSL4に準ずる。	はBSL4に準ずる。

*略語 BSC:安全キャビネット(Biological Safety Cabinet)

(1)病原体等のBSL分類

分類基準

- 別表第1に定める基準により、病原体等のBSL分類を、以下のとおり分類する。 注:①特定病原体等は、一種病原体等(一種)から四種病原体等(四種)と示す。 ②ヒトへの病原性がないか低いものを※で示す。 ③媒介節足動物を用いる実験の場合は別途個別に考慮する。

 - ④ここに記載されていない病原体等については、十分なリスク評価を得るまで個別に考慮するものとする。

		病原体 		
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫
SL1	1.原核生物を自然宿主(自然界でウイルスが感染し得る生物をいう。以下同じ。)とするウイルス (科学的知見により哺乳動物等に対する病原性を、原核生物に持たせないとされているものに限る。) 2.真核生物を自然宿主とするウイルスのうち、BSL2、BSL3、BSL4に掲げるもの以外のもの(Adeno-associated virusなど科学的知見により哺乳動物等に対する病原性がないとされているものに限る。) 3.BSL2、BSL3、BSL4に掲げるウイルス(Rinderpest virus 及び Vaccinia virusを除き、Vaccinia virusのDIs株及びLC16m8株を含む)及びブリオンの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第1項(同法第83条第1項において適用する場合を含む。)の規定により承認を受けた生ワクチン株	BSL2に属さない細菌で、健常者への病原性がないか低いもの、及びBCGワクチン株		BSL2に属さない原虫類、吸虫類、条虫 及び線虫類
SL2		(ヒトから分離されるものすべてがあげられ ているわけではない。必要に応じて別途考 慮する。)		
	Aichi virus	Acinetobacter baumannii	Aspergillus fumigatus	Acanthamoeba 属
	Apoi virus	Acinetobacter baumannii Actinobacillus actinomycetemcomitans	risporgiilus Turriigatus	Acanthamoebal属 Angiostrongylus属(感染幼虫)
	Argentinian mammarenavirus (Junín	(Aggregatibacter actinomycetemcomitans	Candida albicans	Anisakinae科(感染幼虫)
	mammarenavirus) (Candid#1株)	, Haemophilus actinomycetemcomitans)	Candida glabrata	Ascarididae科(感染幼虫包蔵卵)
	Aroa virus Avian infectious bronchitis virus (Infectious	A-titillusletus	Cladosporium carrionii Cladosporium trichoides (C.bantianum)	Babesia 属
	bronchitis virus) *	Actinobacillus capsulatus Actinobacillus equuli subsp. equuli,	Cryptococcus neoformans	Balamuthia mandrillaris
	bronchius virus)	haemolyticus		Balantidium coli
	B19 virus	Actinobacillus lignieresii	Exophiala dermatitidis	Brachiola 属
	Bebaru virus BK polyomavirus	Actinobacillus pleuropneumoniae Actinobacillus suis	Fonsecaea pedrosoi	Cryptosporidium parvum(遺伝型 I 型
	Bluetongue virus *	Actinobacillus ureae	Tonsecaea peurosor	II型に限る。)(四種)
	Borna disease virus	Actinomadura madurae	Microsporum canis	Cyclospora 属
	Bovine coronavirus *	Actinomadura pelletieri		
	Bovine spongiform encephalopathy (BSE)	Actinomyces bovis Actinomyces israelii	Sporothrix schenckii	Diphyllobothrium属(擬充尾虫)
	Bunyamwera virus	Actinomyces pyogenes (Trueperella pyogenes, Arcanobacterium pyogenes,	Trichophyton mentagrophytes complex Trichophyton verrucosum	Echinococcus属(虫卵、原頭節) Eimeria属
	California encephalitis virus	Corynebacterium pyogenes)	, ,	Encephalitozoon属
	Canine adenovirus(Infectious canine hepatitis	Actinomyces viscosus		Enterocytozoon属
	virus)** Canine coronavirus **	Aeromonas hydrophila (毒素原性株) Aeromonas sobria (毒素原性株)		Entamoeba 属
	Canine distemper virus **	Aeromonas veronii		Giardia 属
	Canine parvovirus	Aggregatibacter actinomycetemcomitans		and the page
	Cardiovirus (Theilovirus) *	(Haemophilus actinomycetemcomitans,		Isospora属
	Caviid herpesvirus 1(Guinea pig herpesvirus) *	Actinobacillus actinomycetemcomitans)		
	0	Annalanna havia		Kudoa septempunctata
	Cercopithecine herpesvirus 12(Herpes virus papio) **	Anaplasma bovis Anaplasma marginale		Leishmania属
	Cercopithecine herpesvirus 16(Herpes virus	Anaplasma ovis		
	papio 2) *	Anaplasma phagocytophilum		Naegleria 属
	Cosa virus Cowpox virus	Aracanobacterium bernardiae (Trueperella bernardiae)		Neospora caninum Nosema 属
	Creutzfeldt-Jakob disease (CJD) 2)	Arcanobacterium haemolyticum		
	Cytomegalovirus	(Corynebacterium haemolyticum)		Plasmodium属
	D(m種)	Arcanobacterium pyogenes (Trueperella pyogenes,Corynebacterium pyogenes,		Pleistophora属
	Dengue virus(四種)	Actinomyces pyogenes)		Sarcocystis 属
	Ectromelia virus(Mousepox virus) **3)	Avibacterium paragallinarum		Schistosoma属(セルカリア)
	Encephalomyocarditis virus	(Haemophilus paragallinarum)		Schistosoma属(セルカリア)以外の吸!
	Folial Laurandina 4/Folia (1919)	D://		類(メタセルカリア)
	Felid herpesvirus 1(Feline viral rhinotracheitis virus) **	<i>Bacillus anthracis</i> (34F2株, Davis株) <i>Bacillus cereus</i> (毒素病原株)		Strongyloides属(感染幼虫)
	Feline calicivirus *	Bacteroides fragilis		Taenia solium(虫卵、囊虫)
	Feline immunodeficiency virus *	Bartonella alsatica		Theileria 属
	Feline infectious peritonitis virus *	Bartonella bacilliformis		Toxoplasma gondii
	Feline leukemiavirus *	Bartonella birtlesii		Trachipleistophora属 Trichipalle属(咸染如中)
	Feline panleukopenia virus ^{**} Feline viral rhinotracheitis virus(Felid	Bartonella bovis Bartonella capreoli		Trichinella属(感染幼虫) Trichomonas vaginalis
	herpesvirus 1) *	Bartonella capreoli Bartonella clarridgeiae		Trypanosoma属
		Bartonella doshiae		
				Light C
	Getah virus Gibbon ape leukemia virus **	Bartonella elizabethae Bartonella grahamii		Vittaforma属

ı		病原体	守	I	
SL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 醝	i	寄生虫・原虫
		Bartonella koehlerae			
		Bartonella quintana			
	Herpes simplex virus 1,2	Bartonella schoenbuchensis			
	Hepatitis A virus Hepatitis B virus	Bartonella taylorii Bartonella tribocorum			
	Hepatitis C virus	Bartonella tribocorum Bartonella vinsonii			
	Hepatitis E virus	Bibersteinia trehalosi (Pasteurella			
	Hepatitis G virus	trehalosi)			
	Hepatitis delta virus	Bordetella avium			
	Herpes virus papio(Cercopithecine herpesvirus	Bordetella bronchiseptica [*]			
	12) *	Bordetella holmesii			
	Herpes virus papio 2(Cercopithecine	Bordetella parapertussis			
	herpesvirus 16) [※] Human adenovirus A	Bordetella pertussis Borrelia 全菌種			
	Human adenovirus B	Brachyspira hyodysenteriae			
	Human adenovirus C	Brachyspira innocens			
	Human adenovirus D	Brachyspira pilosicoli			
	Human adenovirus E	Branhamella bovis (Moraxella bovis)			
	Human adenovirus F	Branhamella catarrhalis (Moraxella			
	Human astrovirus	catarrhalis)			
	Human coronavirus 229E	Branhamella ovis (Moraxella ovis)			
	Human coronavirus OC43	Brucella anthropi			
	Human coronavirus NL63 Human enterovirus A	Burkholderia cepacia			
	Human enterovirus A Human enterovirus B	Calymmatobacterium granulomatis			
	Human enterovirus C	Campylobacter coli			
	Human enterovirus D	Campylobacter fetus			
	Human herpesvirus 1	Campylobacter fetus subsp. fetus			
	Human herpesvirus 2	Campylobacter fetus subsp. testudinum			
	Human herpesvirus 3	Campylobacter fetus subsp. venerealis			
	Human herpesvirus 4	Campylobacter jejuni			
	Human herpesvirus 5	Capnocytophaga canimorsus			
	Human herpesvirus 6 Human herpesvirus 7	Capnocytophaga cynodegmi Capnocytophaga gingivalis			
	Human herpesvirus 8	Capnocytophaga granulosa			
	Human Immunodeficiency Virus(HIV)1型(増殖	Capnocytophaga haemolytica			
	力欠損株)	Capnocytophaga leadbetteri			
	Human metapneumovirus(hMPV)	Capnocytophaga ochracea			
	Human papillomavirus	Capnocytophaga sputigena			
	Human parainfluenza virus 1	Cardiobacterium hominis			
	Human parainfluenza virus 2	Chlamydia muridarum Chlamydia suis			
	Human parainfluenza virus 3 Human parainfluenza virus 4	Chlamydia trachomatis			
	Human parechovirus	Chlamydia abortus			
	Human respiratory syncytial virus	Chlamydia caviae			
	Human rhinovirus A (Rhinovirus A)	Chlamydia felis			
	Human rhinovirus B (Rhinovirus B)	Chlamydia pecorum			
	Human T-lymphotropic virus 1(Primate T-	211 "			
	lymphotropic virus 1) *	Chlamydia pneumoniae			
	Human T-lymphotropic virus 2(Primate T-				
	lymphotropic virus 2) *	Chlamydia psittaci 1) (四種)			
	Ilheus virus	Chromobacterium violaceum			
	Infectious bronchitis virus (Avian infectious	Chryseobacterium meningosepticum			
	bronchitis virus) *	(Elizabethkingia meningoseptica)			
	Infectious canine hepatitis virus(Canine	Citrobacter freundii ^{**}			
	adenovirus) ^Ж	Citrobacter rodentium*			
	Influenza A virus(四種)	Clostridioides difficile (Clostridium			
	(H5N1またはH7N7の弱毒株 ^{※注1} , H2N2,	difficile)			
	H7N9 (A/Anhui/1/2013(NIBRG-268),	Clostridium argentinense			
	A/Anhui/1/2013(NIIDRG=10.1),	Clostridium botulinum(二種)			
	A/Shanghai/2/2013(NIBRG-267)に限 る。))	Clostridium chauvoei Clostridium colinum			
	₩° //	Clostridium colinum Clostridium difficile (Clostridioides			
	Influenza A virus (H5又はH7の強毒株を除	difficile)			
	ζ.)	Clostridium haemolyticum			
	Influenza B virus	Clostridium histolyticum			
	Influenza C virus	Clostridium novyi			
		Clostridium perfringens (毒素原性株)			
	Japanese encephalitis virus(四種)(at,m,ML-	Clastridium piliforme(Tyzzer 's disease)**			
	17,S株(BSL2)を除く。)	Clostridium septicum Clostridium sordellii (Paeniclostridium			
	JC polyomavirus	sordellii)			
	Junín mammarenavirus (Argentinian	Clostridium sporogenes			
	mammarenavirus) (Candid#1株)	Clostridium tetani			
		Corynebacterium diphtheriae			
	Kilham rat virus (Rat virus) *	Corynebacterium haemolyticum			
		(Arcanobacterium haemolyticum)			
	Lactate dehydrogenase-elevating virus (LDV) [*]	Corynebacterium jeikeium			
	Lament desire	Corynebacterium kutscheri*			
	Langat virus	Corynebacterium pseudotuberculosis			
	Lapine parvovirus **	Corynebacterium pseudotuberculosis Corynebacterium pyogenes (Trueperella			
	Lymphocytic choriomeningitis virus ²⁾	pyogenes, Arcanobacterium pyogenes,			
	Measles virus	Actinomyces pyogenes)			
	Molluscum contagiosum virus	Corynebacterium renale			
		Corynebacterium ulcerans			
	Mousepox virus(Ectromelia virus) **3)	Corynebacterium uicerans			
	Mousepox virus(Ectromelia virus) **** Mumps virus Murine adenovirus A **	Ehrlichia canis			

	病原体等					
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫		
	Murine leukemia virus ** Murine polyomavirus ** Murine pneumonia virus(Pneumonia virus of mice)**	Ehrlichia ewingii Ehrlichia muris Ehrlichia sennetsu Elizabethkingia meningoseptica				
	Norwalk virus Newcastle disease virus ³⁾	(Chryseobacterium meningosepticum) Enterobacter aerogenes (Klebsiella aerogenes)				
	O'nyong-nyong virus	Enterobacter cloacae Enterococcus faecalis (バンコマイシン耐性株)				
BSL2	Parainfluenza virus Pneumonia virus of mice(Murine pneumonia	Enterococcus faecium (バンコマイシン耐性株)				
	virus) [※] Poliovirus (四種) (下記生ワクチン株を除く。) Poliovirus (四種) (下記生ワクチン株を除く。) Poliovirus (Sabin株1型(LSc,2ab),Sabin株2型 ((P712,Ch,2ab),Sabin株3型(Leon,12a1b)) Porcine epidemic diarrhea virus ※ Primate T-lymphotropic virus 1 (Human T-lymphotropic virus 1)	Erysipelothrix rhusiopathiae Erysipelothrix tonsillarum Escherichia albertii Escherichia coliの腸管出血性大腸菌及び 腸管、尿路等で病原性のある株(四種:腸 管出血性大腸菌に限る。)				
	Primate T-lymphotropic virus 2(Human T- lymphotropic virus 2) ** Pseudorabies virus (Suid herpesvirus 1)**	Facklamia sourekii Filobacterium rodentium Fluoribacter bozemanae Fluoribacter dumoffii				
	Rabbitpox virus ** Rabies lyssavirus (三種) (固定毒株 CVS,ERA,Flury Fuenzalida S- 51,Fuenzalida S-91, Kelev, LEP, Nishigahara, Paris Pasteur, PM, PV, SAD, Vnukovo-32株に限る。)	Fluoribacter gormanii Francisella novicida Francisella philomiragia Francisella tularensis subsp. holarctica (LSV株に限る。) Francisella tularensis subsp. tularensis (B38株に限る)				
	Rabies lyssavirus (HEP,RC・HL株) Rat coronavirus [※] Rat virus (Kilham rat virus) [※]	(B38杯に関係の) Fusobacterium necrophorum Haemophilus actinomycetemcomitans				
	Rat virus (Kilifalli Pat virus) Rhinovirus A (Human rhinovirus A) Rhinovirus B (Human rhinovirus B) Rinderpest virus (生ワクチン株に限り動物に接種しない場合)	(Aggregatibacter actinomycetemcomitans, Actinobacillus actinomycetemcomitans) Haemophilus aegyptius				
	Rio Bravo virus Rotavirus A ** Rotavirus B	наеторніlus ducreyi Haemophilus influenzae Haemophilus paragallinarum				
	Rotavirus C Rotavirus D Rotavirus E	(Avibacterium paragallinarum) Haemophilus parasuis Haemophilus somnus (Histophilus somni)				
	Rubella virus Saffold virus (SAFV)	Helicobacter bilis ^{**} Helicobacter felis Helicobacter heilmannii				
	Saimiriine herpesvirus 2 Sapporo virus Scrapie ^{**} Sendai virus ³⁾	Helicobacter hepaticus ^{**} Helicobacter pylori Histophilus somni (Haemophilus somnus)				
	Sialodacryoadenitis virus ** Simbu virus Simian adenovirus Simian immunodeficiency virus Simian virus 40 Sindbis virus	Klebsiella aerogenes (Enterobacter aerogenes) Klebsiella granulomatis Klebsiella oxytoca Klebsiella pneumoniae				
	Suid herpesvirus 1 (Pseudorabies virus) ^{**} Tanapox virus Theilovirus (Cardiovirus) **	Lawsonia intracellularis Leclercia adecarboxylata Legionella 全菌種(Legionella-like				
	Transmissible gastroenteritis virus * Transmissible yastroenteritis virus * Torque Teno virus (TTV)	Leptospira interrogan sensu latoの全血清型				
	Vaccinia virus(DIs株及び LC16m8株(BSL1)を除 _へ) Vesicular stomatitis Alagoas virus Vesicular stomatitis Indiana virus Vesicular stomatitis New Jersey virus	Listeria ivanovii subsp. ivanovii Listeria ivanovii subsp. londoniensis Listeria monocytogenes Mannheimia haemolytica (Pasteurella				
	Yaba monkey tumor virus Yokose virus	Manmonthia Hachrolytica († ascercha haemolytica) Melissococcus plutonius Moraxella bovis (Branhamella bovis) Moraxella catarrhalis (Branhamella				
		catarrhalis) Moraxella ovis (Branhamella ovis) Moraxella saccharolytica				
		Mycobacterium abscessus Mycobacterium asiaticum Mycobacterium avium Mycobacterium branderi Mycobacterium caprae (Mycobacterium				
		tuberculosis var. caprae) Mycobacterium celatum Mycobacterium chelonae Mycobacterium flavescens				
		Mycobacterium fortuitum Mycobacterium gadium Mycobacterium gastri Mycobacterium genavense				
BSL2		Mycobacterium gordonae Mycobacterium haemophilum				

BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫
		Mycobacterium intracellulare		
		Mycobacterium kansasii Mycobacterium leprae		
		Mycobacterium leprae Mycobacterium lepraemurium		
		Mycobacterium malmoense		
		Mycobacterium marinum Mycobacterium microti (Mycobacterium		
		tuberculosis var.microti)		
		Mycobacterium mucogenicum		
		Mycobacterium neoaurum Mycobacterium nonchromogenicum		
		Mycobacterium paratuberculosis		
		Mycobacterium rhodesiae Mycobacterium scrofulaceum		
		Mycobacterium senegalense		
		Mycobacterium simiae Mycobacterium sphagni		
		Mycobacterium szulgai		
		Mycobacterium tuberculosis var. caprae		
		(Mycobacterium caprae) Mycobacterium tuberculosis var.microti		
		(Mycobacterium microti)		
		Mycobacterium ulcerans Mycobacterium vaccae		
		Mycobacterium xenopi		
		Mycoplasma agalactiae		
		Mycoplasma arthritidis [™] Mycoplasma bovis		
		Mycoplasma capricolum subsp.		
		capripneumoniae Mycoplasma fermentans		
		Mycoplasma gallisepticum		
		Mycoplasma genitalium		
		Mycoplasma hominis Mycoplasma hyopneumoniae		
		Mycoplasma meleagridis		
		Mycoplasma mycoides subsp. mycoides (V株)		
		Mycoplasma neurolyticum [*]		
		Mycoplasma pneumoniae		
		Mycoplasma pulmonis ^{※3)} Mycoplasma putrefaciens		
		Mycoplasma synoviae		
		Neisseria gonorrhoeae		
		Neisseria meningitidis		
		Neorickettsia risticii Neorickettsia sennetsu		
		Nocardia abscessus		
		Nocardia aobensis Nocardia arthritidis		
		Nocardia asteroides		
		Nocardia beijingensis Nocardia brasiliensis		
		Nocardia brasilierisis Nocardia concava		
		Nocardia cyriacigeorgica		
		Nocardia elegans Nocardia farcinica		
		Nocardia niigatensis		
		Nocardia nova Nocardia otitidiscaviarum		
		Nocardia paucivorans		
		Nocardia puris Nocardia vinacea		
		Paeniclostridium sordellii (Clostridium sordellii)		
		Pasteurella haemolytica (Mannheimia		
		haemolytica)		
		Pasteurella multocida(出血性敗血症又は 家きんコレラ由来でない株に限る。)		
		Pasteurella pneumotropica		
		(Rodentibacter pneumotropica) *		
		Pasteurella trehalosi (Bibersteinia trehalosi)		
		Pasteurella ureae		
		Pseudomonas maltophilia		
		(Stenotrophomonas maltophilia,Xanthomonas maltophilia)		
		Rhodococcus hoagii (Rhodococcus equi)		
		Photobacterium damselae subsp.		
		damselae Plesiomonas shigelloides		
		Proteus mirabilis		
BSL2		Proteus penneri Proteus vulgaris		
		Proteus vuigaris Pseudomonas aeruginosa		
		Rodentibacter pneumotropica		
		(Pasteurella pneumotropica) *		
		Riemerella anatipestifer		

	病原体等						
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫			
		Rothia dentocariosa					
		Salmonella enterica subsp. arizonae					
		Salmonella enterica subsp. bongori					
		Salmonella enterica subsp. diarizonae					
		Salmonella enterica ²⁾					
		(亜種 <i>enterica</i> All serovars 以下を 除くすべて。血清型					
		Typhimurium(TA98株,TA100 株,TA1535株) 及び <i>S.subterranea</i> (以					
		上BSL1))					
		Salmonella enterica subsp. enterica serovar Gallinarum ²⁾					
		Salmonella enterica subsp. enterica serovar Paratyphi A(四種) ²⁾					
		Salmonella enterica subsp. enterica serovar Pullourm 2)					
		Salmonella enterica subsp. enterica					
		serovar Typhi(四種) ²⁾ Salmonella enterica subsp. enterica					
		serovar Typhi TY21a ²⁾					
		Salmonella enterica subsp. Houtenae ²⁾ Salmonella enterica subsp. indica ²⁾					
		Salmonella enterica subsp. salamae ²⁾ Serratia liquefaciens					
		Serratia marcescens Serratia rubidaea					
		Shigella boydii(四種)					
		Shigella dysenteriae (四種) Shigella flexneri (四種)					
		Shigella sonnei(四種) Simkania negevensis					
		Staphylococcus aureus Staphylococcus hyicus subsp. hyicus					
		Stenotrophomonas maltophilia (Pseudomonas maltophilia,Xanthomonas					
		Streptobacillus moniliformis Streptococcus acidominimus					
		Streptococcus agalactiae Streptococcus anginosus					
		Streptococcus canis					
		Streptococcus constellatus subsp. constellatus, pharyngis					
		Streptococcus dysgalactiae Streptococcus dysgalactiae subsp.					
		equisimilis Streptococcus equi					
		Streptococcus intermedius Streptococcus pneumoniae					
		Streptococcus pyogenes					
		Streptococcus sanguinis Streptococcus suis					
		Streptococcus zooepidemicus ^{**+3)}					
		Tatlockia maceachernii Tatlockia micdadei					
		Taylorella equigenitalis Treponema carateum					
		Treponema cuniculi [*] Treponema pallidum					
		Treponema paraluiscuniculi					
		Treponema pertenue Tropheryma whipplei					
		Trueperella bernardiae (Aracanobacterium bernardiae)					
		Trueperella pyogenes (Arcanobacterium pyogenes, Corynebacterium pyogenes,					
		Actinomyces pyogenes)					
BSL2							
		Ureaplasma urealyticum					
		Vibrio cholerae Vibrio cholerae (四種) (血清型01, 0139					
		Vibrio cholerae (四種) (血肩至O1, O139 に限る。) Vibrio fluvialis					
		Vibrio mimicus					
		Vibrio parahaemolyticus Vibrio vulnificus					
		Xanthomonas maltophilia (Pseudomonas					
		maltophilia,Stenotrophomonas maltophilia)					
		Yersinia enterocolitica					
		Yersinia frederiksenii Yersinia intermedia					
		. Storina interintedia	ı				

	病原体等					
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫		
		Yersinia pseudotuberculosis ボツリヌス毒素 (二種) ⁴⁾				
		志賀毒素(四種)(0.5mg以下のものを除 く。)				
DOI 0	Andes orthohantavirus(三種)	Bacillus anthracis (二種) (34F2, Davis株 た除く)	Blastomyces dermatitidis			
	Bayou orthohantavirus(三種) Black Creek Canal orthohantavirus(三種)	を除く) <i>Brucella</i> 属 spp.全種(<i>B.anthropi</i> (BSL2)及 び <i>B.intermedia</i> (BSL1)を除く。) <i>Brucella melitensis</i> biobar abortus(三種)				
	Cercopithecine herpesvirus 1 (Bウイルス) (Macacine alphaherpesvirus 1) ^{4),5)} (三種)	Brucella melitensis biobar canis(三種)	Histoplasma capsulatum '' Histoplasma farciminosum			
	Chikungunya virus Colorado tick fever virus	Brucella melitensis biobar melitensis(三種)	Paracoccidioides brasiliensis Penicillium marneffei			
	Dabie bandavirus (SFTS phlebovirus)(三種) Dobrava-Belgrade orthohantavirus(三種)	Brucella melitensis biobar suis(三種) Burkholderia mallei(三種) Burkholderia pseudomallei(三種)				
	Eastern equine encephalitis virus (三種) Hantaan orthohantavirus(三種)	Burknoideria pseudomailei (三性) (Pseudomonas pseudomallei) Coxiella burnetii (三種)				
	Hantaan ortnonantavirus(三種) Hendra henipavirus ^{4),5)} (三種) Human immunodeficiency(略称HIV) virus 1	Coxiella burneuti (三種) Francisella tularensis (二種) (subsp. holarctica 及び subsp. tularensis, ただし LSV株及びB38株を除く。)				
	Human immunodeficiency(略称HIV) virus 2 Influenza A virus(四種)	Morococcus cerebrosus Mycobacterium africanum				
	(H5N1又はF1N7の強毒株,H7N9(弱毒株を除く)及び新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)	Mycobacterium anreanum Mycobacterium bovis subsp. bovis (BCG (BSL1)を除く。) Mycobacterium tuberculosis (三種) (多剤				
		Mycobacterium tuberculosis (三種) (多剤 耐性菌に限る。) ⁵⁾ Mycobacterium tuberculosis (四種) (多剤 耐性菌を除く。)				
	Laguna Negra orthohantavirus(三種)	Mycoplasma mycoides subsp. mycoides (V株を除く。)				
	Louping ill virus Lyssavirus属のうちRabies virusを除く種	Orientia tsutsugamushi				
	Macacine alphaherpesvirus 1 (Bウイルス) (Cercopithecine herpesvirus 1) ⁴⁾⁵⁾ (三種)	Pasteurella multocida (出血性敗血症又は家きんコレラ由来でない株を除く。)				
	Mayaro virus MERS coronavirus(三種) Monkeypox virus(三種) ²⁾	Pseudomonas pseudomallei (三種) (Burkholderia pseudomallei)				
	Murray Valley encephalitis virus New York hantavirus (三種) Nipah henipavirus ^{4),5)} (三種)	(Spotted fever group) Rickettsia japonica(三種) Rickettsia rickettsii(三種)				
BSL3	Omsk hemorrhagic fever virus(三種)	(Epidemic typhus group) Rickettsia prowazekii(三種)				
	Powassan virus Puumala orthohantavirus(三種)					
	Rabies lyssavirus(三種)(街上毒株) Rabies lyssavirus(三種)(固定毒株)(BSL2の 固定毒株を除く。)					
	Rift Valley fever phlebovirus(三種) SARS-CoV(二種)	Yersinia pestis (二種)				
	SARS-CoV-2(四種) Semliki Forest virus Seoul orthohantavirus(三種)	_ .				
	SFTS phlebovirus (Dabie bandavirus)(三種)					
	Sin Nombre orthohantavirus(三種) St.Louis encephalitis virus					
	Tick-borne encephalitis virus(三種) Venezuelan equine encephalitis virus(三種)					
	West Nile virus (四種) Western equine encephalitis virus (三種) Yellow fever virus(17D-204株(BSL1)を除く。)					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•	•		

		病原体	·等 I	
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫
	^{4),5)} (四種)			
	Argentinian mammarenavirus (Junín			
BSL4	mammarenavirus)(一種) (Candid#1株(BSL2)を除く。)			
	Brazilian mammarenavirus (Sabiá mammarenavirus)(一種)			
	Bundibugyo ebolavirus(一種)			
	Chapare mammarenavirus(一種) Crimean-Congo hemorrhagic fever			
	orthonairovirus(一種)			
	Guanarito mammarenavirus(一種) Lassa mammarenavirus(一種)			
	Machupo mammarenavirus(一種)			
	Marburg marburgvirus (Lake Victoria marburgvirus)(一種)			
	Reston ebolavirus(一種)			
	Sudan ebolavirus(一種)			
	Taï Forest ebolavirus (Ivory Coast ebolavirus) (一種)			
	Variola virus (一種)			
	Zaire ebolavirus(一種)			
	に感染させる場合はABSL2とする。ウシ型、ヒト型のprion遺伝子を導入したマウス及びサル類 ICBSE prionを感染させる場合は、ABSL3とする。その他の動物prioの動物実験は個別に考慮する。 2) 動物実験を行う場合はABSL3とする。 3) 小動物実験を行う場合はABSL3とする。	1) 大量(20リットルを目処)に増殖させる場合はBSL3とする。 2) 動物実験においては別途考慮する。 3) 小動物実験を行う場合はABSL3とする(ただし、サル類を除く。)。 4) 以下の場合を除く。 10.1mg以下のもの ・A型毒素を含有する製剤500単位以下の		上記BSL2に指定された寄生虫のうち Leishmania, Trypanosoma 及び Plasmodium の媒介昆虫を用いた、又は Schistosoma, Angiostrongylus 等の媒介 貝を用いた感染実験並びに Toxoplasma gondii, Echinococcus 属を用いての本来 の終宿主での感染実験を行う時は、通常 の微生物学的操作で感染は防ぎ得るもの
	し、サル類を除く。)。 4) 診断検査のための少量培養に限る。それ以 外の場合はBSL4とする。 5) 取扱いについては、別途考慮する。	もの ・B型毒素を含有する製剤10,000単位以下 のもの 5) 次の4種類の薬剤すべてに耐性をもつ		の. 伝播者又は終宿主が排出する襄子. 卵. 幼虫等を実験施設内で処理するた め. 別途指定の実験施設を使用する。
		もの 1.イソニコチン酸ヒドラジド(イソニアジド) 2.リファンピシン 3.モキシフロキサシン又はレボフロキサ		指定寄生虫を用いての感染実験 「媒介動物を用いての感染実験」 媒介昆虫を用いたLeishmania, Trypanosoma 及びPlasmodium 等の感染
	※注1 以下のいずれかの基準に適合するもの とする。	シンのうち1種以上 4.ベダキリン又はリネゾリドのうち1種以上		実験に当たっては、媒介昆虫は完備した飼育用昆虫ゲージに入れ、二重の密閉扉
	1 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと。 2 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原			を有する実験室内で行う。 また、媒介貝を用いたSchistosoma, Angiostrongylus 等の感染実験に当たって
	性指数(IVPI)が1.2以下であること。 3 HA蛋白の開裂部位にこれまで確認された 強毒性のインフルエンザAウイルスと類似の塩 基性アミノ酸の連続配列がないこと。			は実験貝は完備した飼育装置内で飼育 し、実験終了後の使用水及び装置は熱処 理可能な施設で行う。
	ただし、以下を除く。 A/duck/Hokkaido/Vac=1/2004(H5N1) A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG=			[終宿主を用いての感染実験] T.gondii感染のネコ、Echinococcus属感染のイヌ等を用いた実験に当たっては、完全な屎尿処理を行い得るケージを用いて
	23) A/Viet Nam/1194/2004(H5N1)(NIBRG-			排泄物の処理を行うとともに、実験終了後 はケージ及び実験室が熱処理できる施設
	14) A/Indonesia/05/2005(H5N1)(Indo05/PR			で行う。
	8-RG2) A/duck/Hokkaido/Vac-2/2004(H7N7) A/equine/Newmarket/1/77(H7N7)			
	rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a /05[R]6+2(163222)			
	rg A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R]6+2(163243)			
	A/Anhui/01/2005(H5N1)(Anhui01/P R8-RG5) A/Anhui/1/2005(H5N1)(IBCDC-RG6)			
	A/Annui/1/2005(H5N1)(IBCDC-RG6) A/common magpie/Hong kong/5052/2 IO07(H5N1)(Q.IDG-166615)			

	病原体等					
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫・原虫		
	A/Egypt/2321-NAMRU3/2007(H5N1) (IDCDC-RG11) A/Egypt/3300-NAMRU3/2008(H5N1) (IDCDC-RG13) A/Egypt/N03072/2010(H5N1)(IDCDC-RG29) A/Hubei/1/2010(H5N1)(IDCDC-RG3					

(2)病原体等のABSL分類

分類基準

動物実験におけるABSL分類は病原体等のBSL分類に基本的に対応するが、病原体等のBSL分類とレベルが異なる場合がある。これらの病原体等を含めてABS分類を以下に示す。その他、本規則に定められていない病原体等については、十分なリスク評価を得るまで個別に考慮するものとする。

	病原体等 					
ABSL						
	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫		
ABSL1	なし	なし	なし	なし		
ABSL2	Bovine spongiform encephalopathy (BSE)			Aspiculuris tetraptera 1)		
		<i>Salmonella</i> (BSL1を除く全血清型) ¹⁾²⁾	Pneumocystis carinii	Spironucleus muris ¹⁾ Syphacia spp		
ABSL3	Creutzfeldt-Jakob disease (CJD) Ectromelia virus (Mousepox virus) 2) Lymphocytic choriomeningitis virus (LCM) Monkeypox virus (三種) Mousepox virus(Ectromelia virus)2) Murine hepatitis virus 2) Newcastle disease virus 2) Sendai virus 2)	Mycoplasma pulmonis 1) Streptococcus zooepidemicus 1)				
ABSL4	Macacine alphaherpesvirus 1 (Cercopithecine herpesvirus 1) (Bウイルス) (三種) 3)					
備考	1) ウシ型, ヒト型のprion遺伝子を導入・ 発現させた遺伝子改変マウス及びサル類 ICBSE prionを感染させる場合は, ABSL3 とする。その他の動物prionについては, 別途考慮する。 2) サル類での動物実験はABSL2とする。 3) 自然感染個体の扱いはABSL2とする。	1) サル類での動物実験はABSL2とする。 2) サル類以外での動物実験において他の動物との隔離を特に必要とする場合は別途考慮する。		1) ABSL2に指定された寄生虫を用いた実験を行う際は、完全な屎尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うとともに、実験終了後はケージ及び実験室が熱処理できる施設で行う。		

分類基準

本学においてBSL分類された病原体等のうち、次のものは特定病原体等として指定され、取扱いには法に基づく規制が課せられるので、再掲する。 注:特定病原体等のそれぞれを一種病原体等(一種)から四種病原体等(四種)と示す。

	ウイルス	細菌	真菌	寄生虫
L1	なし	なし	なし	なし
L2	Dengue virus(四種)	(ヒトから分離されるものすべてがあげられているわけではない。必要に応じ別途協議する。)	なし	【Cryptosporidium parvum(遺伝型Ⅰ型 Ⅲ型に限る。)(四種)
	Influenza A virus(四種) (H5N1またはH7N7の弱毒株 ^{※注1} , H2N2,	Clostridium botulinum(二種)		
	H7N9 (A/Anhui/1/2013(NIBRG-268), A/Anhui/1/2013(NIIDRG-10.1),	Escherichia coli(四種)(腸管出血性大腸菌に限る。)		
	A/Shanghai/2/2013(NIBRG-267)に限る。))			
	Japanese encephalitis virus(四種) (at,m,ML−17,S−株を除く。)	<i>Salmonella enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar Paratyphi A(四種) ¹⁾		
		Salmonella enterica subsp. enterica serovar		
	Poliovirus (四種) (Sabin株1型(LSc,2ab),Sabin株2型 (P712 Ob 2ab) Sabin株2型(P712 Ob 2ab) Sabin株2型(P712 Ob 2ab) Sabin株2型(P712 Ob 2ab) た除	Typhi(Ty21a株を除く。) (四種) ¹⁾		
	(P712,Ch,2ab),Sabin株3型(Leon,12a1b)を除 く。)	Shigella boydii(四種)		
	Rabies lyssavirus(三種)	Shigella dysenteriae (四種)		
	(固定毒株 CVS, ERA, Flury Fuenzalida S−51, Fuenzalida S−91, Kelev, LEP, Nishigahara,	Shigella flexneri(四種) Shigella sonnei(四種)		
	Paris Pasteur, PM, PV, SAD, Vnukovo-32株に 限る。)			
		Vibrio cholerae (四種) (血清型O1, O139に限る。)		
		<毒素> (毒素) (
		ボツリヌス毒素(二種) ²⁾ 志賀毒素(四種)(0.5mg以下のものを除く。)		
		応員毒素(四種)(U.3mg以下のものを味く。) <クラミジア、リケッチア>		
		Chlamydia psittaci(四種) ³⁾		
.3	Andes orthohantavirus(三種)	Bacillus anthracis (二種) (34F2及びDavis株を除く。)	Coccidioides immitis (三種)	なし
	Bayou orthohantavirus(三種) Black Creek Canal orthohantavirus(三種)	Brucella melitensis biobar abortus (三種) Brucella melitensis biobar canis (三種)		
		Brucella melitensis biobar canis (三種) Brucella melitensis biobar melitensis (三種)		
	Cercopithecine herpesvirus 1(Bウイルス) (Macacine alphaherpesvirus 1) ¹⁾²⁾ (三種)	Brucella melitensis biobar suis (三種) Burkholderia mallei (三種)		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Burkholderia pseudomallei (三種) (Pseudomonas pseudomallei)		
	Dabie bandavirus (SFTS phlebovirus)(三種) Dobrava-Belgrade orthohantavirus (三種)	Coxiella burnetii(三種)		
	Eastern equine encephalitis virus(三種)	Francisella tularensis (二種)		
	Hantaan orthohantavirus(三種)	(subsp. <i>holarctica</i> 及び subsp. <i>tularensis, ただ</i> し LSV株及びB38株を除く。)		
	Hendra henipavirus ¹⁾²⁾ (三種)	Mycobacterium tuberculosis (三種)		
	Influenza A virus(四種) (H5N1又はH7N7の強毒株,H7N9(弱毒株を除	(多剤耐性菌に限る。) ⁴⁾ <i>Mycobacterium tuberculosis</i> (四種)		
	(内のイズはロバイの強要体、ロバタ(羽母体を除く)及び新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)	(多剤耐性菌を除く。)		
	Kyasanur Forest disease virus(三種)	Pseudomonas pseudomallei (三種) (Burkholderia pseudomallei)		
	Laguna Negra orthohantavirus(三種)			
	Macacine alphaherpesvirus 1(Bウイルス) (Cercopithecine herpesvirus 1) ¹⁾²⁾ (三種)			
	MERS coronavirus (三種) Monkeypox virus ³⁾ (三種)	Yersinia pestis(二種)		
	New York hantavirus (三種)			
	Nipah henipavirus ¹⁾²⁾ (三種)			
	Omsk hemorrhagic fever virus(三種)			
	Puumala orthohantavirus(三種)	<クラミジア,リケッチア> (Spotted fever group)		
	Rabies lyssavirus(三種) (固定毒株)(BSL2の固定毒株を除く。)	Rickettsia japonica (三種)		
	た毎休で味べ。) Rabies lyssavirus(三種)(街上毒株) Rift Valley fever phlebovirus(三種)	Rickettsia rickettsii (三種) (Epidemic typhus group) Rickettsia prowazekii (三種)		
	SARS-CoV(二種)			
	SARS-CoV-2(四種) Seoul orthohantavirus(三種) SFTS phlebovirus (Dabie bandavirus)(三種) Sin Nombre orthohantavirus(三種)			
	Tick-borne encephalitis virus(三種)			
	Venezuelan equine encephalitis virus(三種)			
	West Nile virus(四種)			

BSL		病原体等		
DOL	ウイルス	細菌	真菌	寄生虫
	Western equine encephalitis virus(三種) Yellow fever virus ¹⁾²⁾ (四種) (17D-204株を除く。)			
BSL4	Argentinian mammarenavirus (Junín mammarenavirus) (一種) (Candid#1株(BSL2)を除く。) Brazilian mammarenavirus (Sabiá mammarenavirus) (一種) Bundibugyo ebolavirus(一種) Chapare mammarenavirus (一種) Crimean-Congo hemorrhagic fever orthonairovirus (一種) Guanarito mammarenavirus (一種) Lassa mammarenavirus (一種) Machupo mammarenavirus (一種) Marburg marburgvirus (Lake Victoria marburgvirus)(一種) Reston ebolavirus(一種) Sudan ebolavirus(一種) Taï Forest ebolavirus (Ivory Coast ebolavirus) (一種) Variola virus (一種)			
備考	※注1 以下のいずれかの基準に適合するものとする。 1 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと。 2 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数(IVPI)が1.2以下であること。 3 HA蛋白の開製部位にこれまで確認された強毒性のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと。 ただし、以下を除く。 A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004(H5N1)(A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23) A/Viet Nam/1194/2004(H5N1)(NIBRG-14) A/Indonesia/05/2005(H5N1)(Indo05/PR8-RG2) A/duck/Hokkaido/Vac-2/2004(H7N7) A/equine/Newmarket/1/77(H7N7) rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222) rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243) A/Anhui/01/2005(H5N1)(IBCDC-RG6) A/common magpie/Hong kong/5052/20 07(H5N1)(SJRG-166615) A/Egypt/2321-NAMRU3/2007(H5N1)(IDCDC-RG11) A/Egypt/3300-NAMRU3/2008(H5N1)(IDCDC-RG13) A/Egypt/N03072/2010(H5N1)(IDCDC-RG29) A/Hubei/1/2010(H5N1)(IDCDC-RG30) A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1) IDCDC-RG56N(Antigenic prototype: A/Guangdong/17SF003/2016(H7N9) 1) 診断検査のための少量培養に限る。それ以外はBSL4とする。 2) 取扱いについては、別途考慮する。 3) 動物実験を行う場合はABSL3とする。	・0.1mg以下のもの ・A型毒素を含有する製剤500単位以下のもの ・B型毒素を含有する製剤10,000単位以下のも 3) 大量(20リットルを目途)に増殖させる場合は BSL3とする。 4) 次の4種類の薬剤すべてに耐性をもつもの 1.イソニコチン酸ヒドラジド(イソニアジド) 2.リファンピシン 3.モキシフロキサシン又はレボフロキサシンのうち1種以上 4.ベダキリン又はリネゾリドのうち1種以上		

別表第5(第12条第4項関係)

管理区域における病原体等の保管等の安全性の確保に関する基準

- 1 BSL2及びBSL3実験室の設備及び運営は、病原体等取扱実験室の安全設備及び運営 基準並びに病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準の条件に適 合すること。
- 2 広島大学病原体等安全管理規則(以下「管理規則」という。)に適合する安全管理体制,実験室の使用であること。
- 3 その他,管理規則の内容に適合する安全設備の定期点検,事故時の処理方法,連絡系統等を具体的に定めること。
- 4 特定病原体等を取り扱う管理区域においては、次に定める安全基準に適合すること。 (付表1)

a) 施設

地割れ及び浸水のおそれの少ない場所に設け、建築基準法第2条第1号に規定する建築物又は同条第4号に規定する居室である場合には、その主要構造等は耐火構造又は不燃材料であること。

b) 保管庫

保管庫は、二種病原体等及び三種病原体等にあっては実験室の内部(出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が設けられているときは、管理区域の内部)、四種病原体等にあっては管理区域の内部に設け、鍵その他閉鎖のための設備又は器具を設けること。

c) 施設の設備

- ① 実験室の内部の壁、床その他汚染されるおそれのある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。また、特定病原体等のうちBSL3の病原体等(以下「BSL3特定病原体等」という。)を使用する実験室は、通話装置又は警報装置を備え、実験室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から内部の状態を把握することができる措置が講じられていること。
- ② BSL 3特定病原体等を使用する実験室は、専用の前室を附置し、前室の出入口にインターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。
- ③ BSL3特定病原体等を使用する実験を行う場合及び特定病原体等のうちBSL2の病原体等(以下「BSL2特定病原体等」という。)を使用する実験においてエアロゾル発生のおそれがある場合は、実験室内に安全キャビネットを備えること。安全キャビネットは、日本産業規格JISK3800(バイオハザード対策用クラス || キャビネット)に規定されるバイオハザード対策用クラス || キャビネットの規格又はこれと同等以上の性能であること。
- ④ BSL3特定病原体等を使用する実験室には、排気設備及び排水設備を設けること (ただし、高度安全キャビネット(バイオハザード対策用クラスIIIキャビネット)のみを 使用する実験室にあっては、排気設備の設置は不要。)。排気設備は実験室からの排気

が1つ以上のヘパフィルターを通じてなされる構造及び実験室の出入口から実験室の内部へ流れるよう管理できる構造であり、稼働状況の確認のための装置を備えていること。

- ⑤ 実験室には、鍵その他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ⑥ 動物に対して病原体等を使用する場合には飼育設備を実験室内に設けること。
- ⑦ BSL3特定病原体等を使用する実験を行う場合は、滅菌設備を実験室内に設けること。また、BSL2特定病原体等を使用する実験を行う場合は、滅菌設備を実験室内 又は取扱施設内に設けること。
- ⑧ 滅菌設備としてオートクレーブを使用する場合は、 121° C・2気圧の状態を15分以上保 てるものとすること。
- ⑨ 施設については地割れ、浸水していないか、また、排気設備が正常に作動しヘパフィルターに問題がないか等、安全キャビネットについてはヘパフィルター、風速に問題はないか等、オートクレーブについては滅菌工程の結果を化学的インジケータ(ISO規格タイプ4)により確認し問題がないか、缶体や主要部分に損傷・亀裂・腐食がないか等、保管庫については施錠がされ、その鍵が適正に管理されているか等、施設及び設備の機能の維持がされていることを定期的に点検すること。(二種病原体等取扱施設及び三種病原体等取扱施設においては年1回以上点検し記録すること。)
- 5 特定病原体等は、次に定める保管、使用及び滅菌の基準に適合すること。 (付表2)
 - a) 保管の基準

病原体等の保管は、密封できる容器に入れかつ、保管庫において行うこと。 保管庫は確実に施錠する等、みだりに持ち出すことのできないようにするための措置 を講じること。

保管施設出入口には、厚生労働大臣が定める国際バイオハザード標識を付すること。

- b) 使用の基準
 - ① BSL3特定病原体等を使用する実験を行う場合及びエアロゾル発生のおそれのあるBSL2特定病原体等を使用する実験を行う場合は、病原体等の使用を実験室内の安全キャビネットにおいて行うこと。
 - ② 実験室及び管理区域での飲食、喫煙、化粧及び飲食物を含む私物の保管を禁止すること。
 - ③ 実験室においては、防護具を着用して作業すること。
 - ④ 実験室から退出するときは、防護具の表面の病原体等による汚染の除去をすること。
 - ⑤ 病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品を,実験室から持ち出す場合には,すべて滅菌等をすること。
 - ⑥ 動物に対して病原体等を使用した場合には、当該動物を実験室からみだりに持ち 出さないこと。
 - ⑦ 飼育設備には、当該動物の逸走を防止するための必要な措置を講じること。

⑧ 実験室の出入口には、取り扱う病原体等のBSL分類等と厚生労働大臣が定める 国際バイオハザード標識を付し、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、従 事者等以外の者が立ち入るときは、従事者等の指示に従わせること。

c) 滅菌等の基準

病原体等及びこれを含む可能性のある実験材料を廃棄するにあたっては、BSL3特定病原体等は実験室内に設置した滅菌設備により、BSL2特定病原体等は実験室内又は取扱施設内に設置した滅菌設備により、付表2に定める滅菌等の基準に基づき滅菌すること。

d) 運搬等の基準

特定病原体等の事業所外の運搬については、付表2に定める運搬等の基準に則ること。

- 6 病原体等を取り扱う実験においては、標準微生物学実験手技に従うこと。
- 7 実験室及び管理区域での飲食、喫煙、化粧及び飲食物を含む私物の保管を禁止すること。
- 8 特定病原体等を除く病原体等及びこれを含む可能性のある実験材料を廃棄するにあたって は、付表2に定める滅菌等の基準に準じて適切な方法により滅菌すること。
- 9 BSL2及びBSL3実験室の範囲を外部より容易に知り得るように明確に指定し、国際 バイオハザード標識等を表示すること。
- 10 BSL 2 特定病原体等及びBSL 3 特定病原体等の保管場所は当該病原体等を使用する実験室と同一の安全基準を満たすものとし、施錠を行うこと。また、二種病原体等及び三種病原体等の受入れ、払出し、保管、使用、滅菌等に係る記録を整備すること。
- 11 BSL2及びBSL3実験室において、病原体等を取り扱う者の健康管理を行うこと。特定病原体等(四種病原体等にあってはBSL3の病原体に限る。)及び特定病原体等以外のBSL3病原体等を取り扱う者は、指定された期日又は期間内に定期の健康診断を受診すること。また、予防接種その他の予防法がある場合は、その実施を義務づけること。
- 12 如何なる状況の下にあっても、15歳以下の小児の実験室への立ち入りを許可してはならないものとすること。
- 13 事故、機械の保守等のために、職員等以外の者が立ち入る必要が生じた場合は、当該部局等の長に申請し、その指示に従うようにすること。
- 14 二種病原体等及び三種病原体等の実験室への立ち入りにあたっては、必要な事項を記帳すること。
- 15 規則第22条に定める、ばく露を発見した場合には、別表8に定める対応を行うこと。
- 16 その他BSL2及びBSL3実験室の安全管理(バイオセーフティ及びバイオセキュリティ)に必要な事項を定めること。

病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準

- BSL1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
 - (2) 一般外来者は当該部局等の長の許可及び当該部局等の長が指定した者の立ち会いのもと立ち入ることができる。
- BSL2 (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
 - (2) エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず安全キャビネットの中で行う。
 - (3) オートクレーブは実験室内,ないし前室(実験室につながる隣室)あるいは さらにその周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。
 - (4) 実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
 - (5) 実験室の入り口は施錠できるようにする。
 - (6) 実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立ち入りを禁止する。
- BSL3(1) BSL3区域は、他の区域から実質的、機能的に隔離し、二重ドアにより外部と隔離された実験室を用いる。
 - (2) 実験室の壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
 - (3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
 - (4) 給排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行えるようにする。
 - (5) 実験室からの排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。
 - (6) 実験室からの排気は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出し、さらに専用の排水消毒処理設備で処理してから一般下水に放出する。
 - (7) 病原体を用いる実験は、安全キャビネットの中で行う。
 - (8) オートクレーブは実験室内に置く。
 - (9) BSL3区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
 - (10) BSL3区域の入り口は施錠できるようにする。
 - (11) 入室を許可された職員等及び管理に関する者以外の立ち入りを禁止する。

病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

ABSL1の動物実験は通常の動物実験施設, ABSL2以上の動物実験は動物実験施設内 病原体等安全管理区域(動物安全管理区域)で行う。

ABSL1

- (1) 通常の実験室とは独立していること。一般外来の立ち入りを禁止する。
- (2) 防護服等を着用する。
- (3)標準作業手順書を作成し、周知する。
- (4)従業者は微生物及び動物の取り扱い手技に習熟していること。
- (5)動物実験施設への昆虫や野鼠の進入を防御する。
- (6)動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
- (7) 実験施設の壁,床,天井,作業台,飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

ABSL2

- (1)入室は許可された者に限る。
- (2)入り口は施錠できるようにする(動物実験施設の入り口でも可)。
- (3)動物安全管理区域の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
- (4)動物安全管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
- (5) エアロゾル発生のおそれのある操作は安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
- (6) 糞尿, 使用後の床敷・ゲージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
- (7)動物実験施設内にオートクレーブを設置する。
- (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
- (9) 個人防護装備を着用する。
- (10) 手洗い器を設置する。
- (11) メス、注射針など鋭利なものの取り扱いに注意する。

ABSL3

- (1)入室者を厳重に制限する。
- (2)動物安全管理区域の入り口は2重のドアになっていること。
- (3) ガス滅菌は行える程度の気密性を有すること。
- (4) 給排気系を調節することにより、常に外部から飼育室等内部に空気の流入が行われるようにする。
- (5) 排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。
- (6) 排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。
- (7) オートクレーブを動物安全管理区域内に設置する。

- (8)滅菌を必要とする廃棄物等は動物安全管理区域内で滅菌する。
- (9) 全操作及び飼育を安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。

別表第5 付表1

広島大学における施設の位置,構造及び設備の技術上の基準一覧 (法第56条の24関係を含む)

	(法第50余の24関係を含む)					
	二種病	原体等	三種病	原体等	四種症	有原体等
対象病原体等BSL	BSL3	BSL2	BSL3	BSL2	BSL3	BSL2
位置(地崩れ、浸水)	0	0	0	0	0	0
耐火構造又は不燃材料				·		
(建設基準法)	0	0	0	0	0	0
耐震構造						
辰伟垣						_
66 - m - 1 h /- 1	実験室・前室、	実験室、保管	実験室・前室、	実験室、保管	実験室・前室、	実験室、保管
管理区域例	保管庫、滅菌	庫、滅菌設備	保管庫、滅菌	庫、滅菌設備	保管庫、滅菌	庫、滅菌設備等
	設備等	等	設備等	等	設備等	件、10% 图 改 I 用 寸
補助設備	_	1		_		_
管理区域の監視室	_	1	-	_	1	_
侵入防止の施設	_	-	_	_	_	_
実験室までの通行制限	_	_	_	_	_	_
	実験室内•管理	実験室内•管理	実験室内•管理	実験室内•管理		
保管施設(庫)	区域内	区域内	区域内	区域内	管理区域内	管理区域内
 施錠等の設備·器具	0	0	0	0	0	0
<u> </u>	Ö	0	0	Ö		
	O	0	O	O		
実験室						
鍵	0	0	0	0	0	0
専用の前室	0	_	0	_	0	
シャワー室	_	_	_	_		_
インターロック又は準	0	_	0	_	0	_
ずる二重扉	<u> </u>					
実験室内						
壁・床等の消毒	0	0	0	0	0	0
			, ,			
「壁・床・大井寺())						
壁・床・天井等の耐水・気密 消毒	_	_	_	_	_	_
耐水, 気密、消毒	-	_	_ 	_	- C	_
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置	- 0	_ 	0	_ 	- O	_
耐水・気密、消毒 <u>通話又は警報装置</u> 窓等措置	- 0 0	- - -	0	- - -	- 0 0	_
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等	<u> </u>		0 -		0 -	- - - -
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット	<u> </u>	ー ー ー ー ○(クラスⅡ以上)*1	0 –	ー ー ー ー ○(クラスⅡ以上) * 1	0 -	ー ー ー ー ○(クラスⅡ以上)*1
耐水・気密、消毒 <u>通話又は警報装置</u> 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備	<u> </u>	— — — — 〇(クラス II 以上) * 1	0 -	ー ー ー ー 〇(クラス II 以上) * 1	0 -	ー 一 ー ー 〇(クラス II 以上) * 1
耐水・気密、消毒 <u>通話又は警報装置</u> 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA	<u> </u>	— — — — O(クラス II 以上) * 1 —	0 -	ー ー ー O(クラス II 以上) * 1 ー	0 -	ー 一 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置	○ - ○(クラスⅡ以上) - - -	ー 一 一 ○(クラスⅡ以上)*1 ー ー	〇 一 〇(クラスI以上) 一 一	ー ー ー 一 ○(クラスⅡ以上)*1 ー ー	○ - ○(クラスⅡ以上) - -	ー 一 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置*2	〇 一 〇(クラス耳以上) 一 一 一 〇	ー 一 一 〇(クラスⅡ以上)*1 ー ー ー	〇 一 〇(クラス耳以上) 一 一 一	ー ー ー 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー ー	〇 一 〇(クラス耳以上) 一 一 一 〇	ー ー ー 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置	○ - ○(クラスⅡ以上) - - -	ー 一 一 〇(クラスⅡ以上)*1 ー ー ー	〇 一 〇(クラスI以上) 一 一	ー ー ー 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー ー	○ - ○(クラスⅡ以上) - -	ー ー ー 一 一 一 一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2	〇 一 〇(クラス耳以上) 一 一 一 〇	ー ー ー 一 〇(クラス II 以上)*1 ー ー ー ー	〇 一 〇(クラス耳以上) 一 一 一	ー ー ー O(クラス II 以上) * 1 ー ー ー ー	〇 一 〇(クラス耳以上) 一 一 一 〇	ー ー ー 一 〇(クラスエ以上)*1 ー ー ー ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置	O - O(クラス耳以上) - - - O O(1以上) -	ー ー ー 一 一 一 ー ー ー ー ー ー ー	O - O(クラスI以上) - - - O O(1以上) -	ー ー ー 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー ー ー ー	O - O(クラス I 以上) - - - O O(1以上) -	ー ー ー 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー ー ー ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造	O - O(クラスI以上) - - - O O(1以上) - O	ー ー ー 一 一 ー ー ー ー ー ー ー ー	〇 - 〇(クラスI以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇	ー ー 一 一 〇(クラス II 以上) * 1 ー ー ー ー ー ー	O - O(クラス I 以上) - - - O O(1以上) - O	ー ー ー 一 一 一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置	〇 - 〇(クラス耳以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇	ー ー ー 一 一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	〇 - 〇(クラスI以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇	- - - - O(クラス II 以上) * 1 - - - - - - - -	〇 - 〇(クラス耳以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇	
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備	〇 - 〇(クラスI以上) - - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇	ー ー ー 一 一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	〇 - 〇(クラスI以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇	- - - - - (クラス II 以上) * 1 - - - - - - - - -	O - O(クラス I 以上) - - - O O(1以上) - O	
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置	O - O(クラスI以上) - - O O(1以上) - O O		O - O(クラスI以上) - - O O(1以上) - O O	- - - - - - - - -	〇 - 〇(クラス I 以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇 〇	
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備	〇 - 〇(クラスI以上) - - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇		〇 - 〇(クラスI以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇		〇 - 〇(クラス耳以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇	
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置	O - O(クラスI以上) - - O O(1以上) - O O		O - O(クラスI以上) - - O O(1以上) - O O	- - - - - - - - -	〇 - 〇(クラス I 以上) - - - 〇 〇(1以上) - 〇 〇 〇	
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置 排水設備	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1以上) - O O S 実験室内	- - - - - - - - - 実験室内*3 実験室内又は	O - O(クラス II 以上) - - O O(1 以上) - O O S 実験室内	- - - - - - - - - - 実験室内 実験室内又は	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1以上) - O O S 実験室内	- - - - - - - - - - 実験室内*3
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置 熱動物の飼育設備 滅菌設備	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1以上) - O O O 実験室内 実験室内	- - - - - - - - 実験室内*3 実験室内又は 取扱施設内	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1 以上) - O O 女 実験室内 実験室内	- - - - - - - - - 実験室内 実験室内又は 取扱施設内	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1以上) - O O E 実験室内 実験室内	- - - - - - - - 実験室内*3 実験室内又は取 扱施設内
耐水・気密、消毒 通話又は警報装置 窓等措置 監視カメラ等 安全キャビネット 給気設備 HEPA 稼働状況確認の装置 排気装置 * 2 HEPA 再循環防止の措置 差圧管理できる構造 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置 排水設備 稼働状況確認の装置 が設備	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1以上) - O O S 実験室内	- - - - - - - - - 実験室内*3 実験室内又は	O - O(クラス II 以上) - - O O(1 以上) - O O S 実験室内	- - - - - - - - - - 実験室内 実験室内又は	O - O(クラス II 以上) - - - O O(1以上) - O O S 実験室内	- - - - - - - - - - 実験室内*3

- *1 エアロゾル発生のおそれがある場合 *2 高度安全キャビネット(バイオハザード対策用クラスⅢキャビネット)の場合は適用外 *3 毒素を使用した動物は適用外

別表第5 付表2

広島大学における特定病原体等の保管等の技術上の基準一覧(法第56条の25関係を含む)

広島大字における特定病原体等の			原体等	(法第30年の25関係を含む) 三種病原体等		四種病原体等	
対象症	病原体BSL	BSL3	BSL2	BSL3	BSL2	BSL3	BSL2
	密封容器に入れ保管庫 で保管	0	0	0	0	0	0
保管の	保管庫等の施錠	0	0	0	0	0	0
基準	複数名での出し入れ	-	-	_	_	-	_
	保管施設のバイオハザ ード標示	0	0	0	0	0	0
	複数名で作業	1	1	ı	_	1	_
	安全キャビネット内での 適切な使用	○(クラス II 以上)	〇(クラス II 以上) * 1	○(クラス II 以上)	〇(クラス II 以上) * 1	〇(クラス II 以上)	〇(クラス II 以上) * 1
	飲食、喫煙、化粧の禁止	0	0	0	0	0	0
	防御服の着用	0	0	0	0	0	0
使用の	退出時の汚染除去等	0	0	0	0	0	0
基準	排気、汚染排水、汚染 物品の滅菌等	〇(排気、汚染排水、汚染物品)	〇(汚染排水、汚染 物品)	〇(排気、汚染排水、汚染物品)	〇(汚染排水、汚染 物品)	〇(排気、汚染排水、汚染物品)	〇(汚染排水、汚染 物品)
	管理区域に人がみだり に立入らない措置	0	0	0	0	0	0
	感染させた動物の持ち 出し制限	0	O * 2	0	0	0	O * 2
	感染動物の逸走防止の 措置	0	0	0	0	0	0
	実験室出入口へのバイ オハザード標示	0	0	0	0	0	0
滅菌等	汚染物品等の滅菌等	121°C、15分以上の 高圧蒸気滅菌又は 有効塩素濃度0.01% 以上の次亜塩素酸 Na水浸漬1時間以 上又は同等以上の 効果を有する方法	【毒素】 1分以上の煮沸又は 2.5%以上水酸化Na 水浸漬30分以上又 は同等以上の効果 を有する方法 【毒素以外】 左記の方法	121°C、15分以上の 高圧蒸気滅菌又は 有効塩素濃度0.01% 以上の次亜塩素酸 Na水浸漬1時間以 上又は同等以上の 効果を有する方法	左記の方法	121°C、15分以上の 高圧蒸気滅菌又は 有効塩素濃度0.01% 以上の次亜塩素酸 Na水浸漬1時間以 上又は同等以上の 効果を有する方法	【毒素】 1分以上の煮沸又は 2.5%以上水酸化Na 水浸漬30分以上又 は同等以上の効果 を有する方法 【毒素以外】 左記の方法
多様	排水の滅菌等	121℃、15分以上の 高圧蒸気滅菌又は 有効塩素濃度0.01% 以上の次亜塩素酸 Na水浸漬1時間以 上又は同等以上の 効果を有する方法	左記の方法	左記の方法	左記の方法	左記の方法	左記の方法

- *1 エアロゾル発生のおそれがある場合
- *2 毒素を使用した動物は適用外
- 運搬等の基準(二種~四種病原体等)
- ・運搬する場合には容器に封入すること。
- ・容器は、次の基準に適合するものであること。
 - 〇カテゴリーAの感染性物質の三重包装手法の包装容器とすること。(事業所内の運搬は二重包装容器とすること。)
 - 〇容易、かつ安全に取り扱えること。
 - ○運搬中の温度・内圧の変化、振動等により、破損等が生じる恐れがないこと。
 - 〇みだりに開封されないように容易に破れないシール等が貼り付けられていること。(事業所内の運搬には適用しない。)
 - 〇内容物の漏洩のおそれのない十分な強度・耐水性であること。
 - 〇感染性物質危険物標示(バイオハザードマーク)が付されていること。(事業所内の運搬には適用しない。)
- 〇その他、特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準(平成19年厚生労働省告示第209号)に適合すること。 ・容器の車両等への積み付けは、運搬中の移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。
- ・四種病原体等以外の特定病原体等を事業所外において運搬する場合は、法56条の27の規定により都道府県公安委員会に運搬の届出を行い、届出を証明する文書の交付を受けること。

別表第6(第19条第1項関係)

記載事項に関する一覧(法第56条の23関係)

	省令の記載項目	記帳の内容	二種病原体等	三種病原体等
	受入れ又は払出しに係る病原体等の種類(毒素にあっては、その種類及び量)	事業所ごとに受入元、払出先等を記帳(実験室が複数 ある場合にはそれら実験室ごとに記帳)	有	有
	病原体等の受入れ又は払出しの年月日	事業所ごとに記帳(同上)	年月日	年月日
, ÷	病原体等の保管の方法及び場所	受入れをした病原体等の保管形態及び保管場所を 記帳(同上)、使用ごとの保管庫の施錠状況も記帳	有	有
原	使用に係る病原体等の種類	実験室での使用ごとに、その使用者を記帳	有	有
病原体等	病原体等の使用の年月日及び時刻(特定一種病原体等 に適用)	病原体等を使用した年月日を記帳	年月日**	年月日**
	滅菌等に係る病原体等の種類	実験室ごとに滅菌・無害化した病原体等を記帳	有	有
	病原体等及びこれに汚染された物品の滅菌等の年月日	滅菌・無害化の年月日を記帳	年月日	年月日
	病原体等及びこれに汚染された物品の滅菌等の方法及 び場所	滅菌・無害化の条件等を記帳(委託等の場合には その場所も記帳)	有	有
	実験室に立入り又は退出をした者の氏名	実験室ごとに記帳	有	有
	実験室への立入り又は退出の年月日	実験室ごとに記帳	年月日·時刻 [※]	年月日•時刻※
ヒト	病原体等の受入れ又は払出しをした者の氏名	病原体等の受入れ又は払出しをした者の氏名を記帳	有	有
	病原体等の使用に従事する者の氏名	実験室で病原体等を使用した者の氏名を記帳	有	有
	病原体等の滅菌等に従事する者の氏名	病原体等を滅菌・無害化した者の氏名を記帳	有	有
	病原体等取扱施設の点検の実施年月日	事業所ごとに記帳	年月日	年月日
施設	点検を行った者の氏名	事業所ごとに記帳(実験室ごとに担当者が分かれ る場合には、実験室ごとの者の氏名を記帳)	有	有
	点検の結果及びこれに伴う措置内容	措置を伴う項目については具体的に記帳	有	有
教育	教育訓練の実施年月日、対象者及び内容等	教育訓練ごとに記帳	有	有 [※]

※ 省令で定める記載項目に該当しないが、帳簿へ記載する扱いとする。

別表第7(第20条関係) 病原体等の取扱いに必要な教育訓練(法第56条の21関係を含む。)

対象者	いこ必安は叙目訓練の	項目・事項	回数等	備考
	管理区域に立ち入る 者	・病原体等の性質・病原体等の管理・病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令・感染症発生予防規程	初回前 年1回以上	・法第56条の21関係 ・病原体等のセキュリティ及びバイオセーフ ティについて、項目ごとに、その詳細な内容の 教育等を行う。
者等	管理区域に立ち入ら ない者		初回前 年1回以上	・法第56条の21関係 ・主に病原体等のセキュリティについて,項目 ごとに,一般事項(概要)を中心として教育等を 行う。
二種病原体等以外 の病原体等に係る施 設(BSL1の病原体等	管理区域に立ち入る 者	・病原体等の性質・病原体等の管理・病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令	初回前 3年に1回以上	・病原体等のセキュリティ及びバイオセーフ ティについて、項目ごとに、その詳細な内容の 教育等を行う。
に係る施設を除く。) に立ち入る従事者等	管理区域に立ち入ら ない者	・病原体等の管理 ・病原体等による感染症の発生の予防及びまん 延の防止に関する法令	初回前 3年に1回以上	・主に病原体等のセキュリティについて,項目ごとに,一般事項(概要)を中心として教育等を行う。
BSL1の病原体等に係	る従事者等	・病原体等の性質 ・病原体等の管理	初回前	・病原体等の性質・管理について一般事項を中心として教育等を行う。 ・BSL2以上の病原体等の性質・管理に関する教育訓練を受けたことがある者については、 省略できるものとする。
設備のメンテナンスに 見学者, 共同研究者等		・病原体等による感染症の発生の予防及びまん 延の防止に関して必要な事項	必要に応じて適 宜	・法第56条の21関係(二種病原体等に係る施設の場合) ・対象者に応じた必要最低限の教育等を 行う。

別表第8(第22条第2項関係)

ばく露に対する対応

1 ばく露において、各菌種等が判明している場合には、汚染の除去及び消毒については、国立感染症研究所「病原体検出マニュアル」の取扱法、消毒・滅菌法等に準じて処理する。

外傷ばく露:直ちに消毒剤による洗浄、うがい等の措置を行い、直ちに医師 の診察を受けてその指示に従うものとする。

吸入ばく露:直ちにうがい等で口中を消毒し、直ちに医師の診察を受けてその指示に従うものとする。

粘膜ばく露:直ちに消毒剤による洗浄、うがい等の措置を行い、直ちに医師 の診察を受けてその指示に従うものとする。

2 実験室内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合には、設備を安全 に停止させるとともに実験室内及び管理区域内の従事者等を避難させ、管理区 域内外の汚染の有無を確認する。

従事者等は、1により医師の診察を受けその指示に従うものとし、各種病原体等の潜伏期間を考慮して対応するものとする。

3 病原体等により実験室内が汚染されたことが確認された場合には、実験室内 の従事者等は、1により医師の診察を受けその指示に従うものとする。

管理区域外への汚染防止のための措置を講じ、汚染区域の消毒等を行い、管理区域外からの立ち入りを制限する。

4 健康診断の結果、病原体等による異常が疑われる場合には、1により医師の 診察を受けその指示に従うものとする。

感染が確認された場合には、その経路を確認するとともに、2次汚染の防止 に努める。

5 医学的に不明瞭である場合には、2次汚染防止のため感染区域内の消毒及び 感染が推測される者の隔離を行うとともに、汚染の有無並びに医学的な断定が されるまでの間、立ち入りの制限を行う。

別表第9(第23条第2項, 第3項関係)

災害時の応急措置(法第56条の29関係)

1 災害時の応急措置

- (1) 火災発生時,延焼のおそれがある場合に、消火又は延焼防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は消防法第24条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。
- (2) 感染症の発生・まん延防止に必要がある場合には、病原体等を取り扱う施設内にいる者、 運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に対して避難を警告すること。
- (3) 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、縄を張る・標識を設ける・見張り人を付ける等により、関係者以外の者が入らないための措置を講ずるよう努めること。
- (4) その他、感染症の発生・まん延防止に必要な措置を取ること。
- (5) 上記の緊急作業を行う場合には、防護服の着用、ばく露時間の短縮等により、ばく露をできる限り少なくするものとすること。
- 2 実験室等における災害時の応急措置
- (1) 直ちに実験を中止し、病原体等を高濃度消毒層(2%次亜塩素酸ナトリウム溶液:使用する特定病原体等によっては次亜塩素酸ナトリウム溶液に抵抗がある病原体等もあるので注意すること。)に投入殺菌又は高圧滅菌器に密封するとともに、火災の発生にあっては備え付けの消火器で消火又は延焼防止にあたること。
- (2) 直ちに脱出し実験室のドアの閉鎖を確認する。措置を講じた後、病原体取扱主任者等へ災害の発生を通報すること。
- (3) 通報を受けた病原体取扱主任者等は管理区域内の職員等を退去させるとともに管理区域の給排気系を閉じ管理区域を密閉すること。
- (4) 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、縄を張る・標識を設ける・見張り人を付ける等により、関係者以外の者が入らないための措置を講ずるよう努めること。
- (5) 上記の緊急作業を行う場合には、防護服の着用、ばく露時間の短縮等により、ばく露をできる限り少なくするものとすること。
- (6) 部局等の長が、管理区域の設備が正常に作動することを確認するまで実験を再開してはならない。